

2024年3月15日

京都フットボール連盟
所属チーム 各位

京都フットボール連盟

公益財団法人日本サッカー協会 懲罰規程の改正に関して

平素より当連盟事業にご協力賜り誠にありがとうございます。
さて、表題の件につきまして「懲罰規定」が改正されましたので、下記の通りお知らせいたします。

改正の施行日： 2024年4月1日

「退場」に伴う懲罰の国際基準に合わせた見直し（[別紙1]競技および競技会に関する懲罰基準）

「退場」に伴う出場停止等に関する規定について、FIFA および AFC 等の懲罰規程が定める国際的基準に合わせて改正するもの（違反行為の分類及び量刑）。

〔競技及び競技会に関する懲罰基準〕

公益財団法人日本サッカー協会 懲罰規定 改正点

〔別紙1〕競技及び競技会に関する懲罰基準 競技及び競技会に関する違反行為に対する懲罰基準を下記の通り定める。なお、1-1、1-2及び2-1を除き、共通して、以下の各号の定めを適用する。

1. 警告

- (1) 同一競技会において同種の違反を繰り返した場合の出場停止試合数又は期間は、下記に定める最低の試合数又は期間に2を乗じた数とする。ただし、情状等によりこれを軽減することは妨げない。
- (2) 下記に定める最低の出場停止試合数又は期間を超えて懲罰を科す場合、違反行為及びその結果の重大性に応じてこれを行う

1-1. 当該競技会の異なる試合において繰り返し警告を受けた場合

- ① 当該競技会において繰り返し警告を命じられた場合： [別紙2] 第2条第1項に従い、当該競技会において最低1試合の出場停止。

1-2. 同一試合中に2度警告を受け、退場を命ぜられた場合

1 試合の出場停止

2. 退場

2-1. 相手チームの決定的得点機会の阻止

1 試合の出場停止

新設項目

2. 退場

2-2. 意図的に警告又は退場を受ける行為 (退場項目では加重有り)

2-3. 著しい反則行為

2-4. 選手等に対する攻撃的、侮辱的若しくは暴力的言葉又はジェスチャーの使用

2-7. 観客に対する挑発行為

2-9. 審判員に対する攻撃的、侮辱的若しくは暴力的言葉又はジェスチャーの使用

2-10. 審判員に対する反スポーツ的行為

2-11. 審判員に対する威嚇又は脅迫

2-12. 審判員に対する暴行 (肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつき、唾を吐きかける又は殴打する等)

2-13. その他競技規則に基づき審判により退場を命じられた場合

(例)

1-2. 同一試合中に2度警告を受け、退場を命ぜられた場合

① 1回目の場合 : 最低1試合の出場停止。

② 繰り返した場合 : 最低2試合の出場停止及び罰金。



① 繰り返した場合 : 最低1試合の出場停止

2-1. 同一試合中に退場を命じられた場合

① 最低1試合以上の出場停止

② 繰り返した場合 : 最低2試合以上の出場停止



① 繰り返した場合 : 最低1試合以上の出場停止

以上